

山作 LLC 合同会社

利益相反取引 承認手続規程

制定日：令和 8 年 2 月 22 日

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

本規程は、本会社の代表社員その他の関係者が本会社との間で行う利益相反取引について、利益相反委員会による審査・承認の手続、記録管理の方法を定め、本会社の適正な運営と社会的信頼の確保を目的とする。

第 2 条 (定義)

本規程において、各用語の意義は次のとおりとする。

(1) 利益相反取引とは、次のいずれかに該当する取引をいう。

ア 代表社員が自己または第三者のために本会社と取引をすること

イ 本会社が代表社員の債務を保証すること、その他代表社員以外の者との間において本会社と代表社員の利益が相反する取引をすること

ウ 代表社員が実質的に支配または重要な利害関係を有する法人・個人と本会社との間の取引

エ 代表社員の親族（配偶者・二親等以内の血族・姻族）が当事者となる取引

オ 委員会が利益相反のおそれがあると認めるその他の取引

(2) 委員会とは、第 5 条に定める利益相反委員会をいう。

(3) 関係者とは、代表社員、その配偶者・親族、および代表社員が実質支配する事業体をいう。

第 3 条 (適用範囲)

本規程は、本会社のすべての取引のうち、前条第 1 号に定める利益相反取引に該当するもの、または該当するおそれのあるものに適用する。

第4条 （関係法令との関係）

本規程は、会社法第595条（業務執行社員の利益相反取引の制限）および同法第596条（利益相反取引に関する任務懈怠の推定）を踏まえて制定する。本規程に定めのない事項は、会社法その他の関係法令による。

第2章 利益相反委員会

第5条 （委員会の設置）

本会社に、利益相反取引の審査・承認を行う独立機関として利益相反委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、本会社の業務執行から独立して活動し、代表社員の指示を受けない。

第6条 （委員の構成）

委員会は、次の各号に掲げる委員3名以上で構成する。

- (1) 弁護士（法律・コンプライアンス担当）
- (2) 税理士（財務・税務担当）
- (3) 山作LLC 合同会社代表社員
- (4) その他、本会社が必要と認める外部有識者

2 委員は審査対象者と利害関係を有しない者でなければならない。委員の就任にあたっては、利害関係不存確認書を提出しなければならない。

3 審査対象者は委員として委員会に出席することができるが、審議、議決に参加することはできない。

4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条 （委員会の権限）

委員会は、次の権限を有する。

- (1) 利益相反取引の承認・条件付承認・不承認の決定
- (2) 承認にあたっての条件・付帯事項の設定
- (3) 代表社員に対する取引条件の改善勧告
- (4) 利益相反取引の事後モニタリングおよび是正勧告
- (5) 利益相反に関する疑義の調査
- (6) 本規程の改廃についての意見具申

第8条 （委員会の運営）

委員会は、審査案件が生じたとき、または委員が必要と認めるときに開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員会はオンライン会議により開催することができる。
- 4 委員会の審議内容および決議結果は、委員会審議記録に記録し、署名のうえ保管する。

第3章 申告・審査手続

第9条 (事前申告義務)

代表社員は、利益相反取引に該当し、または該当するおそれのある取引を認識したときは、当該取引の実行前に、利益相反取引申告書を委員に提出しなければならない。

2 申告書には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 取引の相手方（氏名または法人名・代表者名・住所）
- (2) 利益相反の具体的内容（代表社員との関係）
- (3) 取引の目的・内容・金額・期間・支払条件
- (4) 市場価格等との比較（合理性の説明）
- (5) 本会社にとっての必要性・メリット
- (6) 代替手段の検討状況

3 代表社員は、申告書の提出にあたり、関連する契約書案・見積書・財務資料等を添付しなければならない。

第10条 (委員会による審査)

代表社員は、申告書を受領したら速やかに委員会を招集する。

2 委員会は、次の基準に照らして審査を行う。

- (1) 取引条件が市場価格または独立当事者間の取引と同等以上に本会社に有利であること
- (2) 取引が本会社の事業上の必要性・合理性を有すること
- (3) 取引により本会社の財産または事業が不当に損なわれないこと
- (4) 関連する法令・規制に違反しないこと
- (5) 情報開示および記録管理が適切に行われること

3 委員会は、審査に必要と認めるときは、代表社員または第三者に対し、追加資料の提出または説明を求めることができる。

4 委員会は審査の結果を承認、条件付承認（取引条件の変更・情報開示等の条件を付す）、不承認のいずれかで決定する。

5 委員会は、決定後速やかに委員会通知書により代表社員に通知する。

第11条 (緊急時の特例)

やむを得ない事由により事前申告が困難な場合は、事後申告を行い、委員会の事後承認を受けなければならない。

2 委員会が事後承認を与えない場合、代表社員は当該取引の解消・原状回復について委員会と協議しなければならない。

第12条 (反復継続取引の特例)

同一の相手方との間で反復継続して行われる同種の取引については、委員会の承認の際に、取引の期間および上限金額を定めることができる。

2 前項の承認の有効期間中であっても、取引条件に重要な変更が生じた場合は、改めて申告・承認を受けなければならない。

第4章 記録管理

第13条 (台帳の整備)

代表社員は利益相反取引台帳を備え、承認されたすべての利益相反取引を記録・管理しなければならない。台帳は取引終了後5年間保存する。

第14条 (外部への開示)

本社は、利益相反取引の概要（相手方、取引内容、金額、委員会の判断）を、取引先・金融機関等の重要な利害関係者から開示を求められた場合、委員会の意見を踏まえて合理的な範囲で開示するものとする。

第5章 監督・違反の取扱い

第15条 (免責)

委員会が本規程に従って承認した取引について、委員が善意かつ合理的な審査を行った場合、委員はその取引結果について法的責任を負わない。

第6章 補則

第16条 (規程の改廃)

本規程の制定および改廃は、代表社員が委員会の意見を聴取した上で決定する。

第17条 (細則)

本規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する細則は委員会が定める。